

2 児童虐待の早期発見

(1) 関係機関における早期発見に係る取組

(要旨)

児童虐待防止法第6条第1項により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならないとされている。

また、同法第5条第1項により、特に、学校やその教職員、児童福祉施設やその職員、病院や医師等児童の福祉に業務上関係のある団体や関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないとされている。

ア 保育所及び小・中学校における取組

(7) 保育所における取組

厚生労働省が定めた保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）においては、保育所は児童の心身の状態等を観察し、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ることとされている。

児童相談所及び市町村における虐待対応件数のうち、被虐待児童が学齢期（小学生及び中学生の期間。以下同じ。）前であるものの件数は、平成19年度の4万2,075件から21年度は4万6,816件に、保育所からの通告件数も19年度の5,440件から21年度は6,115件に増加している。

しかし、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかったものが、調査した17保育所のうち5保育所において8事例みられた。また、調査した17保育所が平成19年度から21年度までに通告した47件のうち、詳細を把握した児童虐待事例（25事例）中、速やかな通告がなされていると考えられるものは22事例（88.0%、16保育所）にとどまっており、残る3事例（12.0%、3保育所）は、保育所が児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間（1か月以上）を要しているものであった。通告しなかった又は通告までに長期間を要した理由として、当該保育所は児童虐待の確証が得られなかったこと等を挙げており、児童虐待の確証がなくても児童虐待のおそれを発見した場合は通告しなければならないという児童虐待防止法の趣旨が徹底されていないと考えられる。

また、当省の意識等調査結果では、保育所において児童虐待又はそのおそれを発見した場合に、速やかに児童相談所や市町村に相談、情報提供することに対して、「抵抗がないと感じる」又は「どちらかといえば抵抗がな

いと感じる」と回答している保育所担当者は72.8%にとどまっている。

(イ) 小・中学校における取組

a 小・中学校における通告等の状況

文部科学省は、「学校等における児童虐待の防止に向けた取組の推進について」（平成18年6月5日18初児生第11号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）において、都道府県教育委員会等に対し、小・中学校において児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うことなどを求めている。

児童相談所及び市町村における虐待対応件数のうち、被虐待児童が学齢期であるものの件数は、平成19年度の4万4,794件から21年度は4万9,612件に、学校からの通告件数も19年度の1万2,102件から21年度は1万3,244件に増加している。

しかし、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかったものが、調査した42小・中学校のうち6小・中学校において15事例みられた。また、調査した42小・中学校が平成19年度から21年度までに通告した209件のうち、詳細を把握した児童虐待事例（75事例）中、速やかな通告がなされていると考えられるものは68事例（90.7%、40小・中学校）にとどまっており、残る7事例（9.3%、6小・中学校）は、小・中学校が児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間（1か月以上）を要しているものであった。通告しなかった又は通告までに長期間を要した理由について、当該小・中学校では、前述(ア)の保育所と同様の理由を挙げている。

また、当省の意識等調査結果では、小・中学校において児童虐待又はそのおそれを発見した場合に、速やかに児童相談所や市町村に相談、情報提供することに対して、「抵抗がないと感じる」又は「どちらかといえば抵抗がないと感じる」と回答している小・中学校担当者は71.7%にとどまっている。

一方、当省の政策評価の途上で、文部科学省は、生徒の虐待が疑われながら、学校が児童相談所等に通告していなかった事例が発生したことを受け、平成22年8月に、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について（通知）」（平成22年8月13日22初児生第20号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）を発出し、都道府県教育委員会等に対し、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないとき

であっても、速やかに児童相談所等に通告しなければならないこと等について、改めて学校等への周知を要請している。しかし、文部科学省は、小・中学校におけるその後の速やかな通告の実施状況については、点検・確認を行っていない。

b 研修教材の活用等の状況

文部科学省は、平成 21 年 5 月に学校における児童虐待への対応等を整理した研修教材を作成し、都道府県教育委員会を通じて市町村教育委員会等に配布するとともに、同省のホームページで公表して、教育委員会等における活用を促しているとしている。

そこで、平成 21 年 6 月から 22 年 3 月までの間に児童虐待事例が発生した 16 小・中学校（23 事例）における研修教材の活用状況と、児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間（1 か月以上）要した事例の発生状況との関係を確認したところ、研修教材を活用していない小・中学校においては、児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間要した事例が発生しているが、活用している小・中学校においては、事例が発生していない状況がみられた。

また、当省が開催した有識者研究会において、研修教材の内容は学校における児童虐待の早期発見等に有効と思われるとの意見があったほか、当省の意識等調査結果においても、研修教材について小・中学校担当者の 50.3%が「知っており、今後も引き続き活用する」と回答しており、「知っているが、有効でないと思う」（6.8%）を大きく上回っている。

しかし、調査した 24 市町村教育委員会のうち 7 市町村教育委員会及び研修教材の活用状況が把握できた 36 小・中学校のうち 25 小・中学校においては、研修教材を活用しておらず、また、当省の意識等調査結果においても、研修教材について、小・中学校担当者の 41.0%が「知らない」と回答している。

一方、当省の政策評価の途上で、文部科学省は平成 22 年 3 月から 23 年 3 月までの都道府県及び政令指定都市の教育委員会における研修の実施状況等を調査した上で、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について（通知）」（平成 23 年 3 月 4 日 22 初児生第 65 号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）を発出し、都道府県教育委員会等に対し、初任者研修等において児童虐待防止等に関する内容を必ず盛り込むことや、研修教材の活用の

促進、学校における校内研修の促進等により、全ての教職員に児童虐待の防止等への適切な対応に必要な知識等を周知するよう研修の充実を図ることを要請している。

c スクールカウンセラーの配置等の状況

文部科学省は、平成7年度から、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等（スクールカウンセラーに準ずる者を含む。以下「SC」という。）を学校等に配置するためのスクールカウンセラー等活用事業を実施しており、SCの配置人数は、平成19年度5,761人から21年度6,140人に増加している。

調査した42小・中学校におけるSCの活用状況を確認したところ、SCが児童へのカウンセリングを実施する等の活動を行っていることは確認できたが、SCの活動により児童虐待の通告につながったと考えられる事例は2事例であり、児童虐待対応におけるSCの配置による効果については十分把握できなかった。

しかし、当省の意識等調査結果では、小・中学校担当者の80.5%が児童虐待の防止等のためのSCの配置は「有効」又は「どちらかといえれば有効」と回答している。

イ 医療機関における取組

① 医療機関からの通告による児童相談所及び市町村における虐待対応件数は、平成19年度の2,632件から21年度は2,794件に増加しており、医療機関からの通告による虐待対応件数が全体の虐待対応件数に占める割合は3%前後となっている。医療機関から速やかな通告が行われているか否かの実態については、当省の調査では把握できなかった。

② 当省が開催した有識者研究会において、医療機関における早期発見等を促進させるためには、院内チームの設置が有効であると考えられる旨の意見があった。

調査した9医療機関（注1）における平成21年度の通告状況をみると、児童虐待対応を目的とした院内チーム（注2）を設置している7機関における児童虐待通告件数は平均5件であり、院内チームを設置していない2機関における平均通告件数2.5件の2倍となっている。また、院内チームを設置している医療機関からは、児童相談所等への通告等において組織的な対応が可能になった等のメリットが挙げられている。

(注1) いずれも小児科を有する病床200以上の医療機関

(注2) 医療機関における児童虐待防止と治療、関係機関との連携を図るための医療機関内における様々な診療科や多様な専門職種により構成されるチーム

厚生労働省では、平成21年7月に開催された児童相談所長会議において、院内チームの活動内容等の周知を行っている。また、平成22年度には、厚生労働科学研究費補助金による研究により、院内チームの設置に関する調査が行われたほか、同調査の結果を踏まえ、平成23年5月に院内チーム運営マニュアル等が作成された。さらに、同年6月には、同省の検討会であるチーム医療推進会議において、「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」をまとめ、その中で「他機関との連携による虐待予防・支援チーム」を現場における実践事例として示している。

ア 制度の概要

児童虐待防止法第6条第1項により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないとされている。

児童虐待防止法第5条第1項により、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないとされている。

また、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（通知）（平成16年8月13日雇児発第0813002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、16文科生第313号文部科学省生涯学習政策局長及び初等中等教育局長通知）において、平成16年の児童虐待防止法の改正により、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大され、「これにより虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば通告義務が生じる」とされている。

(7) 保育所及び小・中学校における取組

a 保育所における取組

厚生労働省は、市町村児童家庭相談援助指針（平成17年2月14日雇児発214002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び子ども虐待

対応の手引きにより、都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市を通じて市町村等に対し、保育所との連携を密にするよう要請するとともに、躊躇^{ちゆうちゆう}せずに通告する意識を繰り返し保育所に周知していくことが重要であるとしている。

また、保育所保育指針において、保育所は児童の心身の状態等を観察し、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ることとされている。

b 小・中学校における取組

文部科学省は平成 18 年 6 月に「学校等における児童虐待の防止に向けた取組の推進について」を発出し、都道府県教育委員会等に対し、i) 学校の教職員は、児童虐待の早期発見・対応に努める必要があり、このため、日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに、幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気醸成すること、ii) 児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をすることなどを求めている。

また、文部科学省は、平成 22 年 1 月の東京都江戸川区における事件を受け、都道府県教育委員会等に対し、「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について」（平成 22 年 1 月 26 日 21 初児生第 29 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）を発出し、前述の 18 年 6 月の通知内容について改めて指導の徹底を依頼するとともに、教職員用研修教材の積極的な活用を図るなどして児童虐待対応に関する教職員研修の充実を図ることなどを求めている。

さらに、文部科学省は、早期の発見と速やかな通告の促進等のために、i) 平成 21 年 5 月に学校における児童虐待への対応等を整理した研修教材（「児童虐待防止と学校」）を作成し、都道府県教育委員会を經由して市町村教育委員会等に配布するとともに同省のホームページで公表しており、

ii) 平成 7 年度からスクールカウンセラー等活用事業を実施し、公立の小・中・高等学校及び公立中等教育学校へ児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する S C の配置を進めている（費用負担の割合は国が 3 分の 1、都道府県等が 3 分の 2）。

加えて、文部科学省は「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について（依頼）」（平成 22 年 9 月 16 日 22 生参学 5 号、22 初児生第 26 号、22 雇児育発第 0916 第 1 号文部科学省

生涯学習政策局男女共同参画学習課長、初等中等教育局児童生徒課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）を發出し、都道府県教育委員会等に対し、いじめや不登校、児童虐待等の問題の未然防止や早期対応のためには、学校等における児童生徒の状況の把握や専門的人材、児童健全育成関係者等との連携も重要であるとして、生徒指導を担う教職員との情報共有や、支援チームへのＳＣ等の活用等が図られるよう努めることを要請している。

(イ) 医療機関における取組

児童虐待防止法第５条第１項により、医師等の児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないとされている。

また、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の第２次報告（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会。平成１８年３月３０日）では、医療機関においては、様々な診療科や多様な専門職種による児童虐待防止と治療のための院内チームを構築し、地域関係機関との連携を図る必要があると指摘されている。

イ 把握する内容及び手法

学校やその教職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、これらの機関における取組は、児童虐待の早期発見に大きく寄与すると考えられる。

そこで、本政策評価では、保育所、小・中学校及び医療機関における早期発見に係る取組により、これらの機関からの通告件数が増加しているか、また、速やかな通告が行われているかという観点から、実地調査及び意識等調査等により把握・分析した。

ウ 把握結果

(ア) 保育所及び小・中学校における取組

a 保育所における取組

被虐待児童が０歳から学齢期前の虐待対応件数は、図表３－(２)－ア－①のとおり、児童相談所では平成１９年度の１万７,１４９件から２１年度１万８,５５５件に、市町村では１９年度の２万４,９２６件から２１年度２万８,２６１件にいずれも増加している。

また、保育所からの通告件数は、児童相談所及び市町村の合計では、平

成 19 年度 5,440 件、20 年度 5,590 件、21 年度 6,115 件と増加している。

図表 3 - (2) - ア - ① 被虐待児童が 0 歳から学齢期前の虐待対応件数及び
保育所からの通告件数

(単位：件)

区 分	年 度	平成 19	20	21
児童相談所		17,149	17,939	18,555
	うち、保育所からの通告件数	800	829	787
市 町 村		24,926	26,088	28,261
	うち、保育所からの通告件数	4,640	4,761	5,328
合 計		42,075	44,027	46,816
	うち、保育所からの通告件数	5,440	5,590	6,115

(注) 1 福祉行政報告例（厚生労働省）に基づき当省が作成した。

2 厚生労働省が市町村の虐待対応件数の経路別件数及び年齢別件数を把握しているのは平成 19 年度以降であるため、19 年度以降の件数を計上した（以下、本項目について同じ。）。

3 「保育所からの通告件数」には、保育所に通所している被虐待児童の兄弟等で学齢期以降の児童を保育所が通告した件数も含まれるが、保育所からの通告は保育所に通所する学齢期前の児童に係るものが大半と考えられるため、被虐待児童が 0 歳から学齢期前の虐待対応件数の内数として記載した。

しかし、調査した 17 保育所において、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかった事例が 8 事例（5 保育所）みられた。また、調査した 17 保育所が平成 19 年度から 21 年度までに通告した 47 件のうち、詳細を把握した児童虐待事例（25 事例）中、速やかな通告がなされていると考えられるものは 22 事例（88.0%、16 保育所）にとどまっており、残る 3 事例（12.0%、3 保育所）は、保育所が児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間（1 か月以上）要している。通告しなかった又は通告までに長期間要したことについて保育所では、図表 3 - (2) - ア - ②及び 3 - (2) - ア - ③のような理由を挙げている。

図表 3 - (2) - ア - ② 児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかった理由

(単位：件)

理 由	件数
継続的な児童虐待の事実が認められないため	3
児童虐待の確証がないため	2
過去における児童相談所の対応に不信感があったため	2
児童が嫌がっていなかったため	1
計	8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 19 年度から 21 年度までの数値である。

図表 3 - (2) - ア - ③ 児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間要した理由及び通告するまでの期間

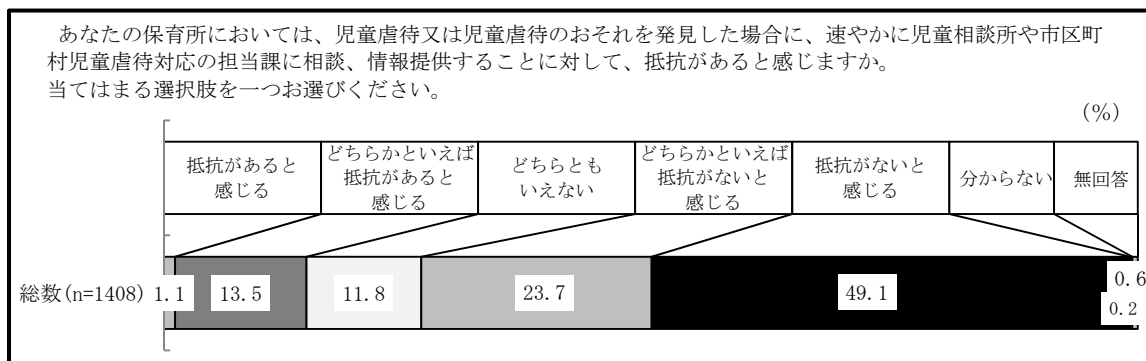
(単位：件)

理 由	件数	通告までに要した期間
児童虐待の確証がないため	1	10 か月以上 11 か月未満
通告による保護者との関係の悪化を恐れたため	1	3 か月半
不明	1	2 か月半
計	3	—

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成 19 年度から 21 年度までの数値である。
 3 通告までに要した期間に幅があるのは、児童虐待のおそれを認識した時期が正確に把握できなかったことによる。

また、当省の意識等調査結果では、図表 3 - (2) - ア - ④のとおり、保育所において児童虐待又はそのおそれを発見した場合に、速やかに児童相談所や市町村児童虐待対応の担当課に相談、情報提供することに対して、「抵抗がないと感じる」又は「どちらかといえば抵抗がないと感じる」と回答した保育所担当者は 72.8%にとどまっている。

図表 3 - (2) - ア - ④ 保育所担当者における通告に対する意識

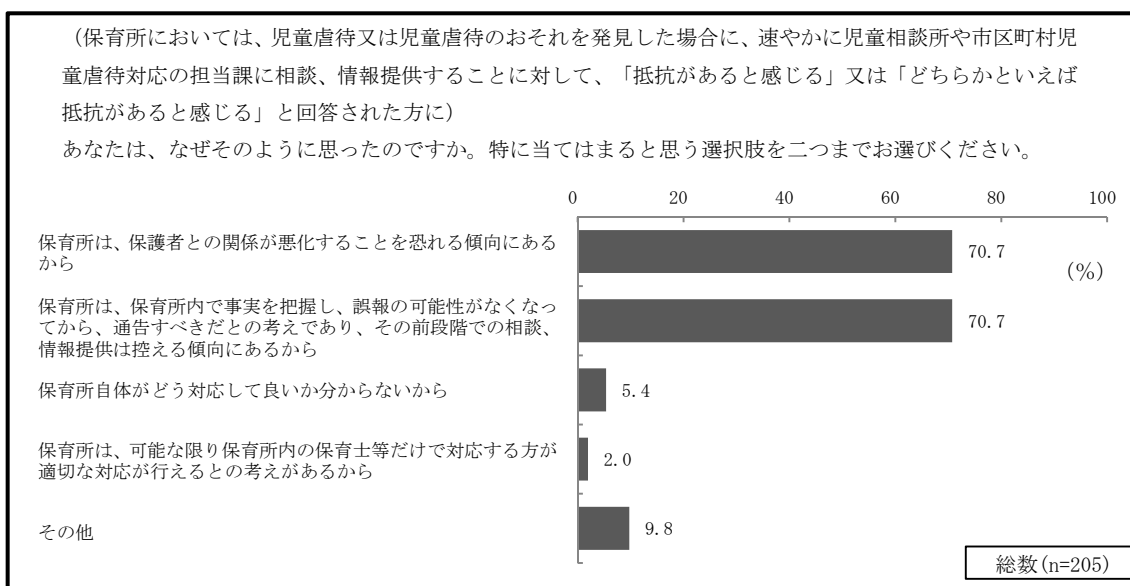


(注) 当省の意識等調査結果による。

保育所において児童虐待又はそのおそれを発見した場合に、速やかに児童相談所や市町村児童虐待対応の担当課に相談、情報提供することに対して、「抵抗があると感じる」又は「どちらかといえば抵抗があると感じる」と回答した保育所担当者 (14.6%) が、そのように感じた理由としては、図表 3 - (2) - ア - ⑤のとおり、「保育所は、保護者との関係が悪化することを恐れる傾向にあるから」と「保育所は、保育所内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなってから、通告すべきだとの考えであり、その前段階での相談、情報提供は控える傾向にあるから」との回答が最も多く、ともに 70.7%となっ

ており、上記の通告までに長期間要した理由と同様の理由が挙げられている。

図表 3 - (2) - ア - ⑤ 保育所担当者における通告に抵抗があった理由



(注) 当省の意識等調査結果による。

b 小・中学校における取組

(a) 小・中学校における通告等の状況

被虐待児童が学齢期の虐待対応件数は、図表 3 - (2) - ア - ⑥のとおり、児童相談所では平成 19 年度の 2 万 1,388 件から 21 年度は 2 万 3,124 件に、市町村では 19 年度の 2 万 3,406 件から 21 年度は 2 万 6,488 件にいずれも増加している。

また、学校からの通告件数は、児童相談所及び市町村の合計では、平成 21 年度は 19 年度に比べて増加している。

図表 3 - (2) - ア - ⑥ 被虐待児童が学齢期の虐待対応件数及び学校からの通告件数

(単位:件)

区 分	年 度	平成 19	20	21
児童相談所		21,388	22,075	23,124
	うち、学校からの通告件数	4,884	4,454	4,858
市 町 村		23,406	24,455	26,488
	うち、学校からの通告件数	7,218	7,335	8,386
合 計		44,794	46,530	49,612
	うち、学校からの通告件数	12,102	11,789	13,244

(注) 1 福祉行政報告例(厚生労働省)に基づき当省が作成した。
 2 学校からの通告件数には、学校に通学している被虐待児童の兄弟等で学齢期前の児童を学校が通告した件数も含まれるが、学校からの通告は学校に通学する学齢期の児童に係るものが大半と考えられるため、被虐待児童が学齢期の虐待対応件数の内数として記載した。

しかし、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかったものが6小・中学校において15事例みられた。また、調査した42小・中学校が平成19年度から21年度までに通告した209件のうち、詳細を把握した児童虐待事例(75事例)中、速やかな通告がなされていると考えられるものは68事例(90.7%、40小・中学校)にとどまっております、残る7事例(9.3%、6小・中学校)は、小・中学校が児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間(1か月以上)を要しており、これらについて小・中学校では、図表3-(2)-ア-⑦及び3-(2)-ア-⑧のような理由を挙げている。

図表3-(2)-ア-⑦ 児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかった理由

(単位:件)

理 由	件数
児童虐待の確証がないため	7
児童虐待の状況が解消される見込みであったため	5
継続的な児童虐待の事実が認められなかったため	2
地域でのサポートが効果的と考えたため	1
計	15

(注) 1 当省の調査結果による。
2 平成19年度から21年度までの数値である。

図表3-(2)-ア-⑧ 児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間要した理由

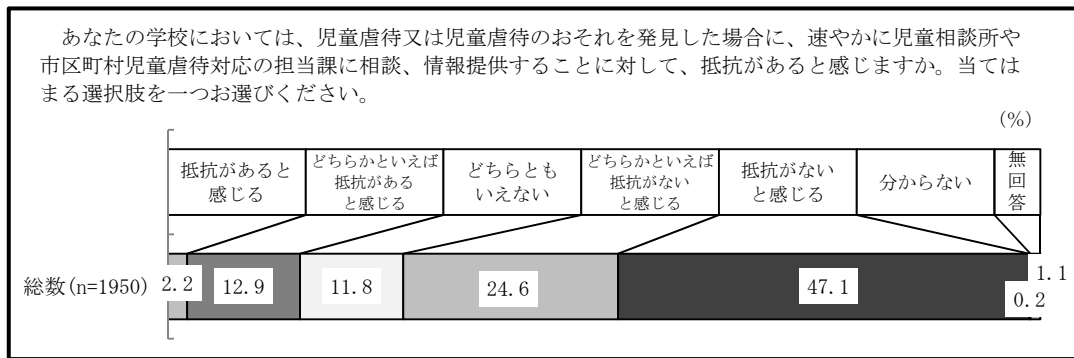
(単位:件)

理 由	件数	通告までに要した期間
児童虐待の確証がないため	3	3か月以上4か月未満 約1年 約1年4か月
児童の心理状態を考慮したため	1	1か月以上2か月未満
児童が虐待者をかばう状況が続いたため	1	約3か月
不明	2	約2か月 3か月以上4か月未満
計	7	—

(注) 1 当省の調査結果による。
2 平成19年度から21年度までの数値である。

また、当省の意識等調査結果では、図表3-(2)-ア-⑨のとおり、小・中学校において児童虐待又はそのおそれを発見した場合に、速やかに児童相談所や市町村児童虐待対応の担当課に相談、情報提供することに対して、「抵抗がないと感じる」又は「どちらかといえば抵抗がないと感じる」と回答した小・中学校担当者は71.7%にとどまっている。

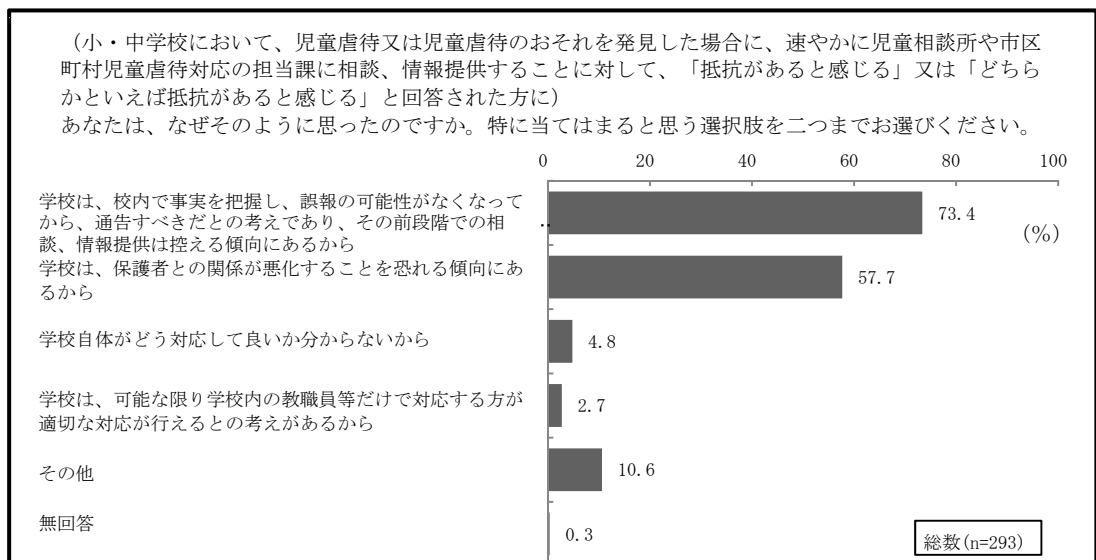
図表 3 - (2) - ア - ⑨ 小・中学校担当者における通告に対する意識



(注) 当省の意識等調査結果による。

小・中学校において児童虐待又はそのおそれを発見した場合に、速やかに児童相談所や市区町村児童虐待対応の担当課に相談、情報提供することに対して、「抵抗があると感じる」又は「どちらかといえば抵抗があると感じる」と回答した小・中学校担当者（15.1%）が、そのように感じた理由としては、図表 3 - (2) - ア - ⑩のとおり、「学校は、校内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなってから、通告すべきだとの考えであり、その前段階での相談、情報提供は控える傾向にあるから」との回答が 73.4%と最も多く、上記の通告までに長期間要した理由と同様の理由が挙げられている。

図表 3 - (2) - ア - ⑩ 小・中学校担当者における通告に抵抗があったとした理由



(注) 当省の意識等調査結果による。

当省の政策評価の途上で、文部科学省は、生徒の虐待が疑われながら、

学校が児童相談所等に通告していなかった事例が発生したことを受け、平成 22 年 8 月に、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について（通知）」を発出し、都道府県教育委員会等に対し、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、速やかに児童相談所等に通告しなければならないこと等について、改めて学校等への周知を要請している。しかし、文部科学省は、小・中学校におけるその後の速やかな通告の実施状況については、点検・確認を行っていない。

(b) 研修教材の活用等の状況

文部科学省は、平成 21 年 5 月に学校における児童虐待対応のための研修教材を作成し、都道府県教育委員会等を通じて学校に同教材を配布等している。そこで、平成 21 年 6 月から 22 年 3 月までの間に児童虐待事例が発生した 16 小・中学校（23 事例）における研修教材の活用状況と、児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間要した事例の発生率との関係を確認したところ、図表 3－(2)－ア－⑪のとおり、研修教材を活用していない小・中学校においては、児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間要した事例が発生しているが、活用している小・中学校においては、当該事例は発生していない状況がみられた。

図表 3－(2)－ア－⑪ 平成 21 年 6 月から 22 年 3 月までの間に児童虐待事例が発生した学校における研修教材の活用状況
(単位：校、件、%)

区 分	学校数		左記学校における事例数	
		うち、通告までに 1 か月以上要したもの		うち、通告までに 1 か月以上要したもの
活用している	5 (100)	0 (0.0)	8 (100)	0 (0.0)
活用していない	11 (100)	3 (27.3)	15 (100)	3 (20.0)
計	16 (100)	3 (18.8)	23 (100)	3 (13.0)

(注) 当省の調査結果による。

当省が開催した有識者研究会において、研修教材の内容は学校における児童虐待の早期発見等に有効と思われるとの意見があったほか、当省の意識等調査結果でも、研修教材について、小・中学校の教職員等の 50.3%が「知っており、今後も引き続き活用する」と回答しており、「知っているが、有効でないと思う」(6.8%)を大きく上回っている。

しかし、調査した 28 市町村教育委員会のうち、研修教材の活用状況が把握できた 24 市町村教育委員会中 7 市町村教育委員会では研修教材を管

内の学校へ配布・貸与していない又は市町村教育委員会主催の研修で使用していない状況がみられた。

また、学校においては研修教材を教職員に周知又は校内研修で使用するなどして活用し、児童虐待対応についての理解を深めることが望ましいと考えられるが、調査した 42 小・中学校のうち、研修教材の活用状況が把握できた 36 小・中校学中 25 小・中学校において研修教材を活用していない状況がみられた。

さらに、当省の意識等調査結果では、研修教材について、小・中学校の教職員等の 41.0%が「知らない」と回答している。

一方、当省の政策評価の途上で、文部科学省は、平成 22 年 3 月から 23 年 3 月までの都道府県教育委員会等における研修の実施状況等を調査しており、

- i) 図表 3 - (2) - ア - ⑫のとおり、全国の都道府県教育委員会等が実施する小・中学校等への初任者研修において研修教材を活用している、又は活用する予定のあるものは、14 都道府県教育委員会等にとどまっていること
- ii) 図表 3 - (2) - ア - ⑬のとおり、都道府県教育委員会等が実施する小・中学校等の初任者研修で児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んでいるものは、61.7%にとどまっていること

等を踏まえ、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について（通知）」を発出し、都道府県教育委員会等に対し、初任者研修等において児童虐待防止等に関する内容を必ず盛り込むことや、研修教材の活用の促進、学校における校内研修の促進等により、全ての教職員に児童虐待の防止等への適切な対応に必要な知識等を周知するよう研修の充実を図ることを要請している。

図表 3 - (2) - ア - ⑫ 都道府県及び政令指定都市の教育委員会における研修教材の活用状況

(単位：教育委員会)

研修の種類	都道府県教委	指定都市教委	計
初任者研修	14	0	14
10 年経験者研修	8	0	8
生徒指導担当教員に対する研修	34	0	34
教頭研修	34	4	38
校長研修	34	0	34
上記以外の研修	27	8	35

(注) 1 文部科学省の調査結果に基づき当省が作成した。

2 本表は、小・中・高等・特別支援学校の教員及び養護教諭を対象とする研修を実施する際、研修教材「児童虐待防止と学校」を活用し、又は活用する予定があると回答した教育委員会の数を計上した (H22. 3. 24～H23. 3. 31)。

図表 3 - (2) - ア - ⑬ 都道府県及び政令指定都市の教育委員会が実施する各種研修において児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んでいるもの

(単位：教育委員会、%)

研修の種類	学校	都道府県教委		政令指定都市教委	
		回答数	割合	回答数	割合
初任者研修	小学校	29	61.7	14	73.7
	中学校	29	61.7	14	73.7
	高等学校	28	59.6	9	47.4
	特別支援学校	30	63.8	11	57.9
10年経験者研修	小学校	29	61.7	10	52.6
	中学校	29	61.7	10	52.6
	高等学校	26	55.3	8	42.1
	特別支援学校	26	55.3	8	42.1
生徒指導担当教員に対する研修	小学校	29	82.9	12	85.7
	中学校	31	79.5	13	86.7
	高等学校	26	65.0	6	60.0
	特別支援学校	27	79.4	9	100.0
教頭研修	小学校	23	53.5	11	64.7
	中学校	23	53.5	10	58.8
	高等学校	17	39.5	10	83.3
	特別支援学校	18	41.9	11	78.6
校長研修	小学校	26	59.1	14	100.0
	中学校	25	56.8	13	100.0
	高等学校	18	40.9	11	100.0
	特別支援学校	20	45.5	12	100.0

(注) 1 文部科学省の調査結果に基づき当省が作成した。

2 初任者研修及び10年経験者研修の割合については、都道府県及び政令指定都市教育委員会の総数で除して算出した。

3 生徒指導担当教員に対する研修については平成22年度の、教頭研修及び校長研修の割合については21年度の、各研修の実施自治体数で除して算出した。

(c) スクールカウンセラーの配置等の状況

文部科学省は、不登校、児童虐待などの問題について、児童生徒や教職員からの相談対応などをするために、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するSCを全公立小・中学校に配置することを推進している。その配置人数については平成19年度5,761人、20年度6,037人、21年度6,140人となっている。また、SCの配置校数の推移については、図表3-(2)-ア-⑭のとおり、中学校はほぼ横ばいであるが、小学校及び高等学校は増加している。

図表 3 - (2) - ア - ⑭ S C の配置校数の推移

(単位:校、%)

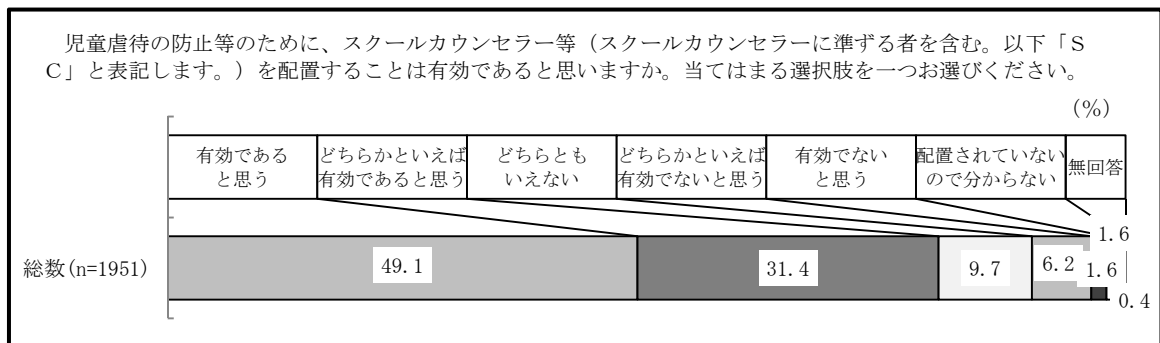
区 分		年 度		
		平成 19	20	21
小学校数		22,093	21,892	21,686
	うち、S C 配置校数	1,988 (9.0)	3,134 (14.3)	5,694 (26.3)
中学校数		10,077	10,028	9,965
	うち、S C 配置校数	8,839 (87.7)	8,452 (84.3)	8,795 (88.3)
高等学校数		3,218	3,187	3,148
	うち、S C 配置校数	633 (19.7)	677 (21.2)	927 (29.4)
教育委員会等数		—	—	34

- (注) 1 文部科学省の資料及び学校基本調査により当省が作成した。
 2 教育委員会等への S C の配置は平成 21 年度から開始された。
 3 学校種類等別の配置人数は不明である。
 4 一人が複数校を担当することもあるため、配置人数と配置校数は一致しない。
 5 小・中学校は公立学校、高等学校は公立の全日制の学校数を計上した。

調査した 42 小・中学校における S C の児童虐待対応事例 (11 小・中学校、24 事例) においては、S C が児童へのカウンセリングを実施する等の活動を行っていることは確認できたが、S C の活動により児童虐待の通告につながったと考えられる事例は、i) 教員等では児童生徒から児童虐待に係る話を聞き出せなかったが、S C が本人とのカウンセリングを重ねた結果、児童虐待を把握した事例、ii) 児童が体調不良を訴えてきた日が S C の勤務日であったことから、S C の意見を聞き、それを判断材料とすることで児童相談所に通告することができたとする事例の 2 事例 (2 小・中学校) のみであり、児童虐待対応における S C の配置による効果は十分把握できなかった。

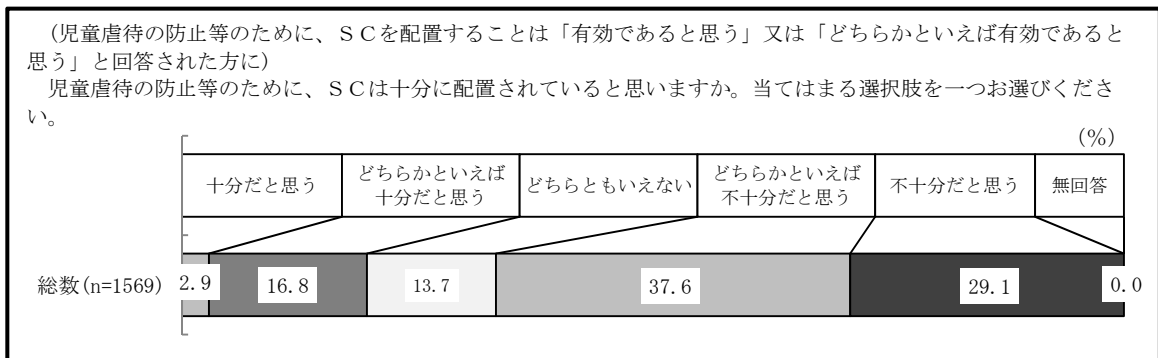
しかし、当省の意識等調査結果では、図表 3 - (2) - ア - ⑮及び 3 - (2) - ア - ⑯のとおり、S C について小・中学校担当者の 80.5% が「有効」又は「どちらかといえば有効」と回答している状況が見られ、そのうち 66.7% が、配置の充足度は「不十分」又は「どちらかといえば不十分」と回答しており、調査した小・中学校においても S C の増員を望む意見が聞かれた。

図表 3 - (2) - ア - ⑮ SCの有効性について



- (注) 1 当省の意識等調査結果による。
2 割合については、四捨五入による表記のため、合計が100にならない。

図表 3 - (2) - ア - ⑯ SCの配置について



(注) 当省の意識等調査結果による。

(イ) 医療機関における取組

- ① 医療機関からの通告による虐待対応件数は、図表 3 - (2) - ア - ⑰のとおり、児童相談所及び市町村の合計では、平成 19 年度 2,632 件、20 年度 2,870 件、21 年度 2,794 件と、21 年度は 20 年度に比べて減少しているものの 19 年度と比べて増加しており、また、各年度の全国の虐待対応件数に占める医療機関からの通告件数の割合は 3 % 前後となっている。

医療機関から速やかな通告が行われているか否かの実態については、当省の調査では把握できなかった。

図表 3 - (2) - ア - ⑰ 全国の虐待対応件数及び医療機関からの通告件数

(単位：件、%)

区 分	年 度	平成 19	20	21
	児童相談所		40,639	42,664
	うち、医療機関からの通告件数	1,683 (4.1)	1,811 (4.2)	1,745 (3.9)
市 町 村		49,895	52,282	56,606
	うち、医療機関からの通告件数	949 (1.9)	1,059 (2.0)	1,049 (1.9)
合 計		90,534	94,946	100,817
	うち、医療機関からの通告件数	2,632 (2.9)	2,870 (3.0)	2,794 (2.8)

(注) 福祉行政報告例(厚生労働省)に基づき当省が作成した。

② 当省が開催した有識者研究会において、院内チームは医療機関における早期発見等に資するものであるとの意見があり、調査した 36 都道府県等の中には、図表 3 - (2) - ア - ⑱のとおり、院内チーム設置促進のための取組を行っている例がみられた。

図表 3 - (2) - ア - ⑱ 都道府県等における院内チーム設置促進に係る取組例

都道府県等	取組内容
東京都	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度から医師、看護師、医療ソーシャルワーカーに対して児童虐待の対応と病院内での組織力強化を目的とした研修を実施するとともに、児童相談所が管内の医療機関に院内チームの設置を支援 今後、児童虐待の組織的対応を図ろうとする病院及び既に組織的対応を実践している病院のため、「チームで行う児童虐待対応一病院のためのスタートアップマニュアル」(平成 21 年 3 月)を作成し、都内医療機関へ配布するとともに、HPにおいて公表
愛知県	「医療機関用 子どもの虐待対応マニュアル」(平成 12 年 12 月作成、19 年 3 月改訂。県内医療機関へ配布、HPにおいて公表)の中で、院内チーム構築のポイント等を記載
名古屋市	「事例から学ぶ虐待防止ネットワーク 医療機関用子どもの虐待防止マニュアル」(平成 12 年 11 月作成。市内の医療機関へ配布)の中で、医療機関外部と内部のネットワークの重要性を示す中で、院内チームについて記載

(注) 当省の調査結果による。

当省が調査した 11 医療機関のうち、児童虐待通告件数(注)を把握できた 9 機関における平成 19 年度から 21 年度までの児童虐待通告状況をみると、図表 3 - (2) - ア - ⑲のとおり、院内チームを設置している 7 機関における児童虐待通告件数は平均 5 件であり、院内チームを設置していない 2 機関における平均通告件数 2.5 件の 2 倍となっている。

(注) 「通告」には、児童相談所及び市町村への通告のほか警察等への連絡を含む。

図表 3 - (2) - ア - ⑱ 調査対象医療機関における通告等の状況

(単位：件)

区 分	医療機関数	通告等件数			
		平 19 年度	20 年度	21 年度	
院内チームを設置している医療機関	7 機関	計	21	43	35
		平均	3.0	6.1	5.0
院内チームが未設置の医療機関	2 機関	計	0	1	5
		平均	0.0	0.5	2.5

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 いずれも小児科を有する病床 200 以上の医療機関である。
 3 「通告等件数」は、児童相談所及び市町村への通告のほか警察等への連絡を含む。

また、東京都の調査によると、図表 3 - (2) - ア - ⑳のとおり、院内チームを設置している病院においては、未設置病院に比べて児童相談所への通告件数等が多いとの結果が出ている（「都内病院における児童虐待対応の現状」（平成 21 年 3 月東京都福祉保健局少子社会対策部））。

図表 3 - (2) - ア - ㉑ 東京都の調査による都内病院における児童虐待対応の状況（平成 19 年度）

(単位：医療機関、件)

院内 チーム	医療機関数	児童相談所への 平均通告件数	子ども家庭支援センタ ーへの平均通告件数	警察への平均通報 件数
設置	23	2.7	2.3	0.6
未設置	104	1.0	0.8	0.1
倍率	—	2.7	2.9	6.0

- (注) 1 東京都の調査結果に基づき当省が作成した。
 2 「倍率」は、院内チーム未設置機関を 1 とした場合の、院内チーム設置機関における数値である。

さらに、院内チームの設置のメリット等について、調査した医療機関からは次のような意見も聞かれた。

図表 3 - (2) - ア - ② 調査医療機関から聴取した院内チーム設置の経緯、メリット等

事例 1	従前はスタッフが個人として対応していたものを、組織で対応することになった。また、判断の基準などが明確化されているため、担当の医師やソーシャルワーカー等のスタッフがいない場合でも事案に対応できるようになった。さらに、委員会設置以降、院内のスタッフの認識も高まってきたため、児童虐待を発見しやすくなり、対応も迅速になった。
事例 2	被虐待児童が病院に来院することが多くなり、科ごとの個別対応が困難な状態にあったため、院内チームを立ち上げ、対応についての一定のルールを確立させ、院内への周知を図った。
事例 3	職員が個人として児童虐待に関わるのではなく、病院として組織的対応を行うことで、ケース検討の迅速な実施や、関係機関とのネットワークの確立が図られる等の利点がある。

(注) 当省の調査結果による。

医療機関における院内チームについては、厚生労働省の「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会報告書」（平成 18 年 4 月 28 日）において、先駆的な医療機関においては、様々な診療科や多様な専門職種による児童虐待予防と治療のための院内チームを構築し、協議とアセスメントの手順を定めて対応しているところもあり、こうした取組を更に進める必要があるとした上で、国においては、医療機関における児童虐待事例の具体的取扱いについての詳細なマニュアルを作り、示していくことも必要であると指摘している。

厚生労働省では、院内チームの設置について、平成 21 年 7 月に開催された児童相談所長会議において、児童相談所と院内チームの連携を促進するために、病院における児童虐待防止等の取組例として院内チームの活動内容の周知を行っている。

また、平成 22 年度には、厚生労働科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「子どもの心の診療に関する診療体制確保、専門的人材育成に関する研究」において、院内チームの設置に関する調査が行われ、同調査の結果を踏まえ、平成 23 年 5 月に院内チーム運営マニュアル等が作成された。さらに、平成 23 年 6 月には、厚生労働省の検討会であるチーム医療推進会議において、「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」をまとめ、その中で「他機関との連携による虐待予防・支援チーム」を現場における実践事例として示している。

なお、平成 21 年の臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）の一部改正において、虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることがないよう必要な措置を講ずることとされたことを踏まえ、「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」において、18 歳未満の児童からの

臓器提供を行う施設に必要な体制として、虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制が整備されていること、児童虐待対応に関するマニュアル等が整備されていることを要件としている。

(参考)

死亡時画像診断 (Ai : Autopsy imaging) の活用による児童虐待の見逃し防止の推進

厚生労働省は、異状死や診療行為に関連した死亡の死因究明に資するため、平成 22 年 6 月「死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会」を立ち上げて、死亡時画像診断 (Ai) の活用方法を検討し、平成 23 年 7 月に「死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会報告書」を公表している。

同報告書によると、「小児の身体的虐待事例の場合、加害者の多くはその保護者であり、解剖に同意することは考えにくく、また、外傷を負った原因について医療従事者に申告することは考えにくい。このため、頭蓋内出血や特徴的な骨折像の検出が可能である死亡時画像診断を家庭内事故も含めた不慮の死亡例に対して行うことは、死因の究明だけでなく虐待事例の見逃し防止という観点からも有用性が高いと言える。」とされており、児童虐待の見逃しの防止についても効果が期待されている。

なお、厚生労働省は、平成 22 年度から Ai の施設・設備の整備を補助する死亡時画像診断システム整備事業を実施している。

また、日本医師会の「医学における死亡時画像診断 (Ai) の活用に関する検討委員会」が平成 22 年 3 月に公表した、「医療・医学における死亡時画像診断 (Ai) の活用について」においては、小児の場合、親の感情的側面から解剖が拒否され、死因が究明されないことは多く、一方、Ai は非破壊的であるから親の理解を得られやすく、Ai まで拒否する親は虐待の可能性が高いと見なし得るとの考えなどから、小児の死亡 (平成 20 年において、0～14 歳の小児の死亡数は 4,820 人) について、全件で Ai を実施すべきとされている。

(2) 早期発見に係る広報・啓発

(要旨)

児童虐待防止法第4条第4項により、国及び地方公共団体は、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならないとされている。また、通告を促進させるため、同法第7条により、通告を受けた児童相談所等の職員等は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされている。

近隣・知人からの通告による児童相談所及び市町村における虐待対応件数は、平成19年度の1万647件から21年度は1万4,311件と増加している。

厚生労働省及び内閣府が主唱者となり、毎年度実施している児童虐待防止推進月間について、当省の意識等調査結果では、児童福祉司の65.8%が「知っており、今後も引き続き取り組むべきであると思う」と回答している。

また、調査した36都道府県等（都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市をいう。以下同じ。）及び39市町村の全てで児童相談所等の連絡先を記載したリーフレット等を作成するなど児童虐待の防止等に係る広報・啓発活動を実施しており、その中にはマグネットシート等の持続性の高い媒体を使用するなどの工夫をしているものもみられた。

しかし、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（以下「事例検証委員会」という。))の第6次報告（平成22年7月）では、通告したことが虐待者に知られてしまうことをおそれて通告を躊躇する住民がいるとして、通告した人の秘密が守られることを周知する必要があると指摘されているが、i) 厚生労働省が実施している児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスの中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントが入っておらず、ii) 調査した36都道府県等及び39市町村が作成しているリーフレット等の中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨の記載がないもの（4都道府県等、4市町村）がみられた。

ア 制度の概要

児童虐待防止法第4条第4項により、国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならないとされている。

同法第6条第1項により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村や児童相談所に通告しなければならないとされ、通告

を促進させるため、同法第7条により、通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされている。

また、厚生労働省及び内閣府が主唱者となり、平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月に「児童虐待防止推進月間」を実施しており、期間中は厚生労働省が中心となり、集中してポスターやリーフレットの作成・配布、児童虐待の防止等をテーマとしたフォーラムの開催等を行っている。

イ 把握する内容及び手法

早期発見に係る広報・啓発は、児童虐待防止法上、国及び地方公共団体に実施の努力義務が課せられており、その実施は、関係者や近隣住民の認知度・理解度を向上させるものであることから、児童虐待の早期発見等に寄与すると考えられる。

そこで、本政策評価では、早期発見に資する広報・啓発が的確に実施され、近隣・住民からの通告件数が増加しているかとの観点から、実地調査及び意識等調査により把握・分析した。

ウ 把握結果

近隣・知人からの通告による虐待対応件数は、図表3-(2)-イ-①のとおり、児童相談所では平成19年度の5,756件から21年度は7,615件に、市町村でも19年度の4,891件から21年度は6,696件に増加している。

図表3-(2)-イ-① 近隣・知人からの通告による虐待対応件数

(単位：件)

区 分 \ 年 度	平成19	20	21
児童相談所	5,756	6,132	7,615
市町村	4,891	5,494	6,696
合計	10,647	11,626	14,311

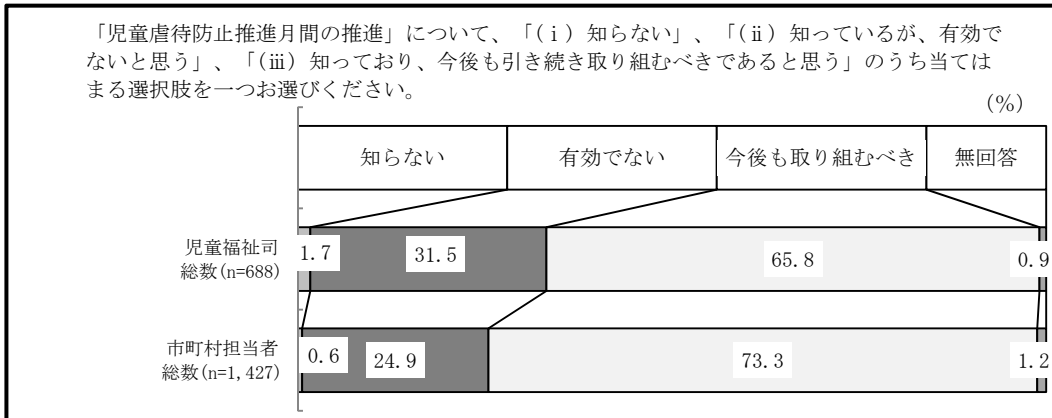
(注) 福祉行政報告例(厚生労働省)に基づき当省が作成した。

厚生労働省は、毎年11月に実施される児童虐待防止月間において、ポスター(平成23年度約20万枚)、リーフレット(同約260万枚)及び児童相談所全国共通ダイヤル紹介カード(同約260万枚)を作成し、都道府県等に配布するとともに、児童虐待防止推進全国フォーラムを開催(22年度は広島

県広島市) するなどして、児童虐待の防止等の広報・啓発を行っている。

当省の意識等調査結果では、図表3-(2)-イ-②のとおり、児童虐待防止推進月間の推進については児童福祉司の65.8%、市町村担当者の73.3%が「知っており、今後も引き続き取り組むべきであると思う」と回答している。

図表3-(2)-イ-② 児童虐待防止推進月間の推進の有効性



(注) 当省の意識等調査結果による。

また、調査した36都道府県等及び39市町村全てで児童相談所等の連絡先を記載したリーフレット等を作成するなど児童虐待の防止等に係る広報・啓発活動を実施しており、その中には図表3-(2)-イ-③のとおり、マグネットシート等の持続性の高い媒体を使用するなどの工夫をしているものもみられた。

図表3-(2)-イ-③ 都道府県等及び市町村における広報・啓発の工夫例

事 例
リーフレット等に児童虐待を示す具体的な兆候をチェック項目として例示しているもの(2都道府県等及び5市町村)。(例:衣服がひどく汚れている等)
持続性の高い媒体を使用した広報・啓発を実施しているもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・ マグネットシートに通告先電話番号を掲載・配布(2市町村) ・ オレンジリボンが描かれたエコバッグを配布(1都道府県等) ・ クリアファイルに通告先電話番号を掲載・配布(2都道府県等) ・ JRの時刻表(携帯用)の広告欄に通告先電話番号を掲載(1都道府県等)

(注) 当省の調査結果による。

しかし、事例検証委員会の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の第6次報告(平成22年7月)において、通告義務があることを知らない住民や通告先を知らない住民、通告したことが虐待者に知られてし

まうことをおそれて通告を躊躇^{ちゅうちよ}する住民がいるとして、通告先について住民に対して分かりやすく示すこと、通告した人の秘密が守られることを周知することなどが指摘されているが、後者について i) 厚生労働省が平成 21 年 10 月から運用を開始している児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスの中には、連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントが入っておらず、ii) 調査した 36 都道府県等及び 39 市町村が作成しているリーフレット等の中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨の記載がないもの（4 都道府県等 4 市町村）がみられた。

(3) 人権相談等の実施

(要旨)

法務省では、法務局及び地方法務局（以下「法務局等」という。）において児童虐待等の人権問題に関する相談に応じており、その中で、児童からの人権問題に関する相談については、「子どもの人権 110 番」、「子どもの人権 SOS ミニレター」及び「インターネット人権相談（SOS-eメール）」により、相談体制を整備しているとしている。

全国の法務局等における人権侵犯事件の処理件数のうち、児童に対する暴行・虐待事案に関する件数は、平成 19 年の 600 件から 22 年は 771 件と増加している。

調査した 27 法務局等における子どもの人権 110 番の相談件数のうち、児童虐待に係る件数は平成 19 年の 440 件から 21 年は 474 件となっているが、子どもの人権 SOS ミニレター事業及びインターネット人権相談の相談件数のうち児童虐待に係る件数は、同法務局等において個別の集計を行っていなかったため、把握することができなかった。

また、これらの相談を通じて、法務局等から児童相談所等に通告した件数は不明であること等から、人権相談等による児童虐待の早期発見についての効果は把握できなかったが、法務局等においては、内規により児童虐待のおそれのある事案を察知した場合、児童相談所等に速やかに通告することとしていることから、法務局等において児童虐待に係る案件の相談等を行うことは児童虐待の早期発見に寄与していると考えられる。

ア 制度の概要

法務省では、「人権相談取扱規程」（昭和 59 年法務省訓令第 3 号）等に基づき、法務局等や公共施設等における常設・特設の人権相談所やインターネット相談窓口を開設するなど、様々な手段により、差別や虐待等の人権問題に関する相談に応じている。

その中で、児童からの人権問題に関する相談については、i) 児童の人権問題に関する専用の無料電話回線「子どもの人権 110 番」、ii) 身近な人に相談できない児童のいじめ等に関する悩み事の相談に応じているために配布する「子どもの人権 SOS ミニレター」（便箋兼返信用封筒）、iii) インターネットによる児童の人権相談「インターネット人権相談（SOS-eメール）」により、相談体制を整備しているとしている。

このような人権相談において、人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、「人権侵犯事件調査処理規程」（平成 16 年法務省訓令第 2 号）に基づき、

速やかに救済手続を行い、調査の結果、人権侵犯の事実が認められたときは必要な措置を講ずることとされており、人権相談と救済手続の連動した取組の一環として、児童虐待と思われる事案を認知した場合には、児童相談所等に速やかに通告し、また、児童相談所や児童の就学先と連携して調査を行い、事案に応じてアフターケアにも携わるなどの取組を行っているとしている。

この取組については、「児童虐待に関する取組の強化について(依命通知)」(平成13年12月25日法務省権調第679号 法務省人権擁護局調査救済課長及び人権啓発課長通知)により、児童虐待のおそれがある事案を察知した場合には、児童相談所等に速やかに通告する義務があることを各職員に示し、児童虐待の早期発見について指導を強化しているとしている。

イ 把握する内容及び手法

法務局等における人権相談等のうち、子どもに関する人権相談等は、児童虐待の早期発見の機会の端緒となるものであり、児童虐待の早期発見等に寄与すると考えられる。

そこで、本政策評価では、法務局等における児童虐待に係る人権相談等から児童相談所等に通告された件数が増加しているかとの観点から、実地調査により把握・分析した。

ウ 把握結果

全国の法務局等における人権侵犯事件の処理件数のうち、児童に対する暴行・虐待事案に関する件数は、平成19年600件、20年627件、21年725件、22年771件と増加している。

当省が調査した27法務局等における子どもの人権110番の相談件数は図表3-(2)-ウ-①のとおり、平成19年の1万5,274件、20年1万4,217件、21年1万5,324件であり、このうち児童虐待に係る件数はそれぞれ440件、476件、474件となっている。

また、当省が調査した27法務局等における子どもの人権SOSミニレター事業及びインターネット人権相談件数(SOS-eメール)の相談件数は図表3-(2)-ウ-①のとおりであるが、このうち児童虐待に係る件数は、同法務局等において個別の集計を行っていなかったため、把握することができなかった。

図表3-(2)-ウ-① 子どもの人権SOSミニレター事業及びインターネット人権相談の相談件数

(単位：件)

区 分	年	平成 19	20	21
	子どもの人権 110 番		15,274	14,217
	うち、児童虐待に係る件数	440	476	474
子どもの人権SOSミニレター事業		13,167	9,753	10,016
インターネット人権相談		138	390	963

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「子どもの人権SOSミニレター事業」及び「インターネット人権相談」のうち、児童虐待に係る件数は不明である。

上記の子どもの人権 110 番、子どもの人権SOSミニレター、インターネット人権相談及び人権侵犯事件の処理件数のうち、児童相談所等に通告された件数は不明であること等から、人権相談等による児童虐待の早期発見についての効果は把握できなかったが、法務局等において児童虐待のおそれのある事案を察知した場合、児童相談所等へ速やかに通告することとされていることから、法務局等において児童虐待に係る案件の相談等を行うことは児童虐待の早期発見に寄与していると考えられる。